

天



医政地発0621第4号  
平成29年6月21日

公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査について（協力依頼）

病院におけるアスベスト対策について、種々御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病院における吹付けアスベスト対策については、総務省行政評価局からの「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告を踏まえ、病院におけるアスベスト対策の重要性に鑑み、昨年6月、熊本県以外の都道府県に対し、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」のフォローアップ調査及び「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施してきたところです。熊本県につきましては、平成28年熊本地震の影響を鑑み、調査を延期しておりましたが、今般、別添「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成29年6月21日付け医政地発0621第3号厚生労働省医政局地域医療計画長通知）（以下「通知」という。）のとおり、調査を依頼しています。

貴職におかれましては、別添通知の発出について、御了知いただくとともに、調査に協力いただきますようお願いいたします。

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査  
に係るフォローアップ調査実施要領

1. 調査の内容

- 開設者の種別ごとの吹付けアスベスト（石綿）等の使用実態について、開設者種別の変更等を反映させた上で、様式を作成し提出すること。

※様式の作成に当たっては、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

※開設者種別の更新に当たっては、別紙1の開設者種別に従い、調査票に記入すること。

《更新のポイント》

- ・ 旧開設者種別における「全社連」、「厚生団」、「船員保険会」の病院は、平成26年度より独立行政法人地域医療機能推進機構が開設者となったため、貴県において調査する対象には含まれない。  
※ 「4 独立行政法人」の病院数に計上しないこと。
- ・ 旧開設者種別における「海員救済会」は、平成25年度より一般社団法人に移行したため、「20 その他の法人」に計上すること。
- ・ 前回までの調査で「都道府県」、「市町村」等に計上していた病院の開設者が、「地方独立行政法人」に移行している場合等は、集計し直し、それぞれに計上すること。

- 調査表の内容については、都道府県から病院の開設者又は管理者に確認し、調査票を取りまとめたものを厚生労働省に提出すること。

2. 調査表提出期限等

- 提出期限 平成29年9月29日（金）

調査表の提出に当たっては、Excel等で作成の上、様式を下記3の提出先にメールにて提出すること。

さらに、使用実態調査（「病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び使用実態調査の実施について」平成20年5月1日付け医政発第0501015号厚生労働省医政局長通知）により依頼した調査。以下「使用実態調査」という。）、設計図書及び工事記録等既存のアスベスト関連書類に加え、前回までの各フォローアップ調査結果及び今回フォローアップ調査結果についても、各病院の開設者又は管理者において適切に保存されるよう指導すること。

### 3. 提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室 板井、堅田

03-5253-1111 (内線 2539)

E-mail: [katata-kaoru@mhlw.go.jp](mailto:katata-kaoru@mhlw.go.jp)

照会については、できるだけメールにて行うこと。

### 4. その他

- (1) 新たにばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院については、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導すること。

なお、指導にもかかわらず、法令等に基づき適切な措置を講じない等の病院については、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査を実施する部門と十分連携の上、必要に応じて改善命令を行うなどの対応を行うこと。

- (2) 吹付けアスベスト等がある場所を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後、経年変化、被災等で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じること、また、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることが考えられるため、吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうか定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずるよう、引き続き指導を行うこと。

- (3) (1) 及び (2) において、新たにばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院がある場合には、4 の照会先にその旨を報告すること。なお、提出された調査結果については、使用実態調査で公表した事項に加え、ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が「措置済」、「措置予定」又は「未定」の病院及び「未回答の病院」について、その病院名等の公表を予定しているので、その旨を該当病院に周知すること。

## 病院開設者の種別

開設者番号	開設者の種別	開設者の内容
1	法務省	法務省が開設する病院をいう。
2	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
3	防衛省	防衛省が開設する病院をいう。
4	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構、国立大学法人は除く。)
5	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
6	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法施行法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
7	地方独立行政法人	地方独立行政法人法第2条の規定による法人が開設する病院をいう。
8	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
9	済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。
10	厚生連	全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
11	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
12	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
13	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会が開設する病院をいう。
14	私学事業団	私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
15	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

16	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
17	公益法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。
18	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
19	社福法人	社会福祉法の規定に基づき設立された法人(8・10以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
20	その他の法人	上記4、7、17～19以外の法人が開設する病院をいう。
21	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
22	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
23	個人	個人が開設する病院をいう。
24	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院(国立障害者リハビリテーションセンター病院)をいう。
25	JCHO	前回フォローアップ調査において、「全社連」、「厚生団」、「船員保険会」に分類されていた病院で、平成26年4月1日に独立行政法人地域医療機能推進機構に移行した病院をいう。

「日常利用場所」「その他の場所」の欄における1)～19)までの区分

○患者利用あり1)～12)

- 1) 病室
- 2) 手術室
- 3) 診察室
- 4) 処置室
- 5) 機能訓練室
- 6) 食堂
- 7) 談話室
- 8) 浴室
- 9) 廊下
- 10) 待合室
- 11) 駐車場
- 12) その他(具体的に記載)

○患者利用なし13)～19)

- 13) ボイラー室
- 14) エレベータ機械室(エレベータ昇降路を含む)
- 15) 機械室
- 16) 倉庫
- 17) 職員宿舎
- 18) 医療関係職種等養成所
- 19) その他(具体的に記載)

## 病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査表 (総括表)

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

開設者種別	全病院数 A	対象病院数 B	回答病院数 C	吹付けアス ベスト(石 綿)等がある 場所を有し ない病院 D	吹付けアス ベスト(石 綿)等がある 場所を有す る病院 E	除去等の措 置済 F	除去等の措置がとられていないもの				分析調査中 L	未回答病院 数 M	
							ばく露のおそれがな いもの G	ばく露のおそれがあるもの					
								日常利用する場所		その他の場所			
								措置 予定 H	未定 I	措置 予定 J			未定 K
法務省		0	0		0								
宮内庁		0	0		0								
防衛省		0	0		0								
独立行政法人		0	0		0								
都道府県		0	0		0								
市町村		0	0		0								
地方独立行政法人		0	0		0								
日赤		0	0		0								
済生会		0	0		0								
厚生連		0	0		0								
北社協		0	0		0								
国共連		0	0		0								
地共連		0	0		0								
私学事業団		0	0		0								
健保連		0	0		0								
国保連		0	0		0								
公益法人		0	0		0								
医療法人		0	0		0								
社福法人		0	0		0								
その他の法人		0	0		0								
生協組合		0	0		0								
会社		0	0		0								
個人		0	0		0								
厚生労働省		0	0		0								
		0	0		0								
		0	0		0								
		0	0		0								
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記入要領)

**【注意点】**

- ・「全病院数」は、使用実態調査の時点(平成29年7月1日時点)の病院数を記入すること。
- ・B、C、E欄は他の欄を入力すると自動で入力されるため、手入力しないこと。
- ・行の削除など様式的変更はしないこと。

**【記載要領】**

- ・前回までで調査実施済みの病院の開設者が変更となっている場合があるため、今回調査時点の開設者種別に更新を行い、集計し直すこと。
- ・また、分析調査済みの病院であっても、調査実施後に廃止・建て替え等があった場合は、計上していた欄から減じ、全面的に平成29年7月1日時点の数値とすること。
- ・「対象病院数」は、平成29年7月1日時点の調査対象病院数であり、回答病院数、分析調査中の病院数及び未回答の病院数の合計と一致するものであること(C、L、Mを入力すると自動で入力されます。)
- ・「回答病院数」は、D欄とE欄の合計と一致するものであること(D、Eを入力すると自動で入力されます。)
- ・E欄の数は、F～Kの合計と一致するものであること(F～Kを入力すると自動で入力されます。)
- ・L欄の病院については、上段に「依頼中」の件数を、下段に「依頼予定」の件数を集計し、記入して下さい。
- ・D、F、G欄は、調査実施後に廃止・建て替え等があった場合は、計上していた欄から減じるとともに、「除去等の措置済」又は「ばく露のおそれがないもの」とされていた病院の状況が変化している場合は反映し、全面的に平成29年7月1日時点の数値とすること。
- ・「除去等の措置済」又は「ばく露のおそれがないもの」とされていた病院の状況が変化している場合を除き、H～M欄の各欄の合計がそれぞれ「0」となっていることを確認すること。



## 病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領

## 1. 調査対象施設

(別紙 1) に掲げる病院

## 2. 調査対象建築物等及び調査対象建材

調査対象建築物等は、平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）とし、当該建築物等に使用されている、次のアからウに掲げるものを調査対象建材とする。

## ■調査対象建築物等と調査対象建材の区分一覧

調査対象建材	調査対象建築物等		病院個表 の様式	総括表 の様式
	平成 18 年 8 月 31 日 以前に新築の工事に 着手した建築物等	平成 18 年 9 月 1 日 以後に新築の工事に 着手した建築物等		
ア 保温材	○	×	様式 1-1、 1-2	様式 2-1、 2-2 様式 3 様式 4
イ 耐火被覆材	○	×		
ウ 煙突用断熱材	○	×		

○：調査対象

×：調査対象外

ア 保温材：熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有パーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。

イ 耐火被覆材：吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。

ウ 煙突用断熱材：煙突用石綿断熱材。

（屋根用折板断熱材については、吹付けアスベスト等使用実態調査において既に実施済みのため、対象外とする。）

## 3. 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。（特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレベーターの昇降路内にもアスベストが使

用されていることがあるので留意すること。さらに、工作物についても建築物同様の規制を行うこととなっているため、用途上、構造上、建築物とは関係なく、土地に独立して造られる煙突であっても、対象とすること。）

その際、(別紙2) (出典：国土交通省・経済産業省「石綿（アスベスト）含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>)) に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意すること。

※ 特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト（以下「トレモライト等」という。）が建築物の吹付け材から検出された事案があることから、(別紙2) に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている保温材等にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。

また、設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)に基づき、適切に行うこと。

なお、公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しているため、分析調査実施の参考とすること。

#### 4. 調査の実施者

調査は、病院の開設者又は管理者において行う。

#### 5. 調査実施の留意点

調査の実施に当たっては、これまでに病院において実施してきた設計図書等による確認や分析調査の結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意のうえ、「病院個表」に記載すること。

(1) 設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認する場合は、特に前述の3「調査対象建材の特定方法」の※印の記載に十分留意すること。

なお、施工された建材についてトレモライト等を含む全ての種類のアスベストが使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はない。

(2) 設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、

ア 新たに分析調査を実施する場合は、JIS 法により 6 種類のアスベストを対象とした分析調査を実施すること。

イ これまでに「平成 8 年 3 月 29 日付基発第 188 号労働省労働基準局長通知」又は「平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知」による分析調査を実施し、「アスベストの含有なし」とされているものは、これらの分析方法がトレモライト等を対象とする分析方法ではないことから、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を実施すること。

また、JIS 法による分析調査の結果、「アスベストの含有なし」とされているものについても、トレモライト等を対象としていない場合は、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。

なお、上記通知による分析調査又はトレモライト等を対象としない JIS 法による分析調査の場合であって、当該分析調査で実施された X 線回析分析の X 線回析パターンにおいて、トレモライト等の回析線のピークが認められ、所有者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を実施した場合（実施予定を含む。）は、改めて分析調査を行う必要はない。

ウ JIS 法による分析調査については、これまで JIS A1481 に従って実施してきたが、平成 26 年 3 月 31 日に JIS A1481 が廃止され、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 26 年 3 月 31 日付基発 0331 第 31 号厚生労働省労働基準局長通知）により、JIS A1481-1、JIS A1481-2 及び JIS A1481-3 の JIS 規格群により実施することとなったことから、新たに JIS 法による分析調査を行う場合は、JIS 規格群により実施すること。

なお、平成 28 年には JIS A1481-1、JIS A1481-2 の改訂及び JIS A1481-4 の追加があったことから、詳細な調査方法については「石綿分析マニュアル【1.04 版】」（平成 28 年 3 月 厚生労働省）等を参考にすること。

また、既に廃止前の JIS A1481 により分析調査を行ったものについては、新設後の JIS 法により改めて分析調査を行う必要はない。

(3) 従来の調査において、

- ・ 設計図書等に基づきアスベスト（石綿）含有保温材等の使用が判明し除去等の措置を実施している場合
- ・ 設計図書等や分析調査により 6 種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合

は、今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。

6. 調査時点

調査時点は、平成 29 年 7 月 1 日（土）とする。

7. 調査表提出期限

平成 29 年 9 月 29 日（金）

調査表の提出に当たっては、Excel で作成のうえ、「総括表」及び「未回答病院一覧」を下記 8 の提出先にメールにて提出いただくとともに、「病院個表」については熊本県において、適切に保存すること。

ただし、「病院個表」において、分析調査の結果、トレモライト等のいずれかが含有されていることが判明した場合は、アスベストの種類、使用場所等を記載した病院個表を提出すること。

また、本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各病院開設者または管理者において適切に保存すること。

8. 提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室 板井、堅田

03-5253-1111（内線 2539）

E-mail: [katata-kaoru@mhlw.go.jp](mailto:katata-kaoru@mhlw.go.jp)

照会については、できるだけメールにて行うこと。

9. 調査表の作成要領

(1) 病院個表について

① 「除去等の措置済」とは、除去済の他に「封じ込め状態」（※1）又は「囲い込み状態」（※2）にあるものを指すものであること。

（※1）封じ込め状態とは、アスベスト含有保温材等をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

（※2）囲い込み状態とは、アスベスト含有保温材等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

② 「ばく露のおそれがないもの」とは、措置済状態ではないが、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。

③ 「ばく露のおそれがあるもの」とは、措置済状態ではなく、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「ばく露のおそれがあるもの」については、直

ちにアスベストの除去を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じること。

- ④ 「日常利用する場所」とは、患者又は職員等が常時使用する場所を指すものであること。
- ⑤ 「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ⑥ 「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。
- ⑦ 「未定」とは、「除去等の措置済」及び「措置予定」以外を指すものであること。
- ⑧ その他、各様式に記載した記入要領に従い作成すること。

○様式 1-1 について

調査対象病院が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象病院ごとに作成すること。

なお、煙突用断熱材については、(別紙 4) で石綿セメント円筒とアスベスト含有煙突用断熱材の違いについて確認の上、間違いのないように記入すること。煙突用断熱材が使用されていない石綿セメント円筒等で造られている煙突については、本調査の対象外であるので注意すること。

○様式 1-2 について

様式 1-1 の「措置の状況 ③」において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院について、調査対象病院ごとに作成すること。

(2) 総括表について

○様式 2-1 について

熊本県においては、病院から提出された(様式 1-1)を開設者種別(別紙 1 を参照)ごとに取りまとめ、総括表を作成して提出すること。

なお、開設者種別ごとに、全病院数、調査対象病院数及び回答病院数を記載すること。

その他、様式に記載した記入要領に従い、作成すること。

○様式 2-2 について

熊本県においては、病院から提出された（様式 1-2）を取りまとめ、総括表を作成して提出すること。

○様式 3 について

提出期限において分析調査中の病院については、熊本県において、（様式 3）の「分析調査中病院一覧」を作成のうえ、提出すること。

○様式 4 について

提出期限において未回答の病院については、熊本県において、（様式 4）の「未回答病院一覧」を作成のうえ、提出すること。

10. 調査結果の公表

アスベスト含有保温材等のばく露のおそれがある場所を有する病院数等について公表することを予定している。

## 病院開設者の種別

開設者番号	開設者の種別	開設者の内容
1	法務省	法務省が開設する病院をいう。
2	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
3	防衛省	防衛省が開設する病院をいう。
4	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構、国立大学法人は除く。)
5	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
6	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法施行法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
7	地方独立行政法人	地方独立行政法人法第2条の規定による法人が開設する病院をいう。
8	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
9	済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。
10	厚生連	全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
11	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
12	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
13	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会が開設する病院をいう。
14	私学事業団	私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
15	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

16	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
17	公益法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。
18	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
19	社福法人	社会福祉法の規定に基づき設立された法人(8・10以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
20	その他の法人	上記4、7、17～19以外の法人が開設する病院をいう。
21	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
22	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
23	個人	個人が開設する病院をいう。
24	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院(国立障害者リハビリテーションセンター病院)をいう。
25	ハンセン	国立ハンセン病療養所をいう。
26	NHO	独立行政法人国立病院機構が開設する病院をいう。
27	NC	国立研究開発法人国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターが開設する病院をいう。
28	JCHO	独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院をいう。



## 石綿含有建材品目例(参考)

○吹付け材(レベル1) ※平成20年度等に調査実施済み(今回の調査の対象外)

	建材名(一般名)	商品名
吹付け材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、湿式石綿含有吹付け材、石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト	国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」参照

○保温材・耐火被覆材・断熱材(レベル2) (今回の調査対象)

※ただし、屋根用折板石綿断熱材(平成20年度等に調査実施済み)を除く

	建材名(一般名)	商品名	製造時期	石綿含有率	石綿の種類
保温材	石綿含有けいそう土保温材	珪藻土保温材1号	— ~ 1974	1~10	アモサイト
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	インヒビライト(カバー)	1977 ~ 1979	7	アモサイト
		インヒビライト(ボード)	1977 ~ 1979	7	アモサイト
		エックスライトボード	1965 ~ 1979	10	クリソタイル、アモサイト
		シリカカバー(#1000シリカ)	1965 ~ 1978	6	クリソタイル
		シリカカバー(#650シリカ)	1952 ~ 1978	4~5	アモサイト
		シリカボード(#1000シリカ)	1965 ~ 1978	6	クリソタイル
		シリカボード(#650シリカ)	1952 ~ 1978	4~5	アモサイト
		シリカライト	1940 ~ 1980	1~25	アモサイト
		スーパーテンプボード	1963 ~ 1978	5~10	アモサイト
		ダイパライト(カバー)	1976 ~ 1979	7~10	アモサイト
		ダイパライト(ボード)	1976 ~ 1979	7~10	アモサイト
		ダイヤライト	1960 ~ 1979	3	アモサイト
		ベストライト	1971 ~ 1983	5以下	アモサイト
		ベストライトカバー	1960 ~ 1979	5	アモサイト
	ベストライトボード	1965 ~ 1979	10	クリソタイル、アモサイト	
	石綿含有パーミキュライト保温材	パーミキュライト保温材	— ~ 1987	20~30	クリソタイル、アモサイト
	石綿含有パーライト保温材	三井パーライト保温材	1965 ~ 1974	1	アモサイト
	石綿保温材	カボサイト	1960 ~ 1979	80~100	アモサイト
		スポンジカバー	1972 ~ 1978	100	アモサイト
		スポンジボード	1972 ~ 1978	100	アモサイト
	石綿含有水練り保温材	85%マグネシヤ保温材	— ~ 1974	10~20	クリソタイル
		高熱コムバウンド	— ~ 1976	1~5	アモサイト
		耐熱コンバウンド	— ~ 1986	2~3	アモサイト
		シリカライト塗材	— ~ 1986	1~4	アモサイト
		ハードセッティングセメント	— ~ —	1~4	アモサイト
		遮音ハードセメント	— ~ —	1~30	クリソタイル、アモサイト
クイックラグ		— ~ 1987	25	クリソタイル	
ハードプラスター		— ~ 1987	15	クリソタイル	
シャモット保温材		— ~ 1974	1~10	アモサイト	

耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	イビキッチンウォール不燃	1978 ~ 1990	—	—
		エスボードK-2号	1969 ~ —	—	—
		カラーゼロペースト-D	— ~ —	11以上	クリソタイル
		カラーゼロペースト-U	1995 ~ 1997	11以上	クリソタイル
		カラーゼロペースト-UV	1995 ~ 2004	11以上	クリソタイル
		カラーゼロペースト-V	1995 ~ 2004	11以上	クリソタイル
		カルシライト	1978 ~ 1988	単体3	アモサイト
		カルシライトH品(1号)	1973 ~ 1988	0.1~20	アモサイト
		カルシライトL品(2号)	1973 ~ 1988	0.1~20	アモサイト
		キャスライトH	1965 ~ 1990	10~20	アモサイト
		キャスライトL	1965 ~ 1987	10~20	アモサイト
		ケイカライト	1968 ~ 1986	5	クリソタイル、アモサイト
		ケイカライトL	1971 ~ 1987	5	クリソタイル、アモサイト
		コーベライト1号	1984 ~ 1987	単体11以上	クリソタイル
		コーベライト2号	1984 ~ 1987	単体11以上	クリソタイル
		サーモボードL	1983 ~ 1987	2~3	アモサイト
		ゼロベスト	1967 ~ 1990	11以上	クリソタイル
		ゼロベストタイカ1号	1967 ~ 1990	11以上	クリソタイル
		ゼロベストタイカ2号	1967 ~ 1990	11以上	クリソタイル
		ソニックライト一号	1969 ~ 1976	2~3	アモサイト
		ソニックライト二号	1969 ~ 1976	2~3	アモサイト
		ダイアスライト	1968 ~ 1990	5~10	クリソタイル、アモサイト
		ダイアスライトE	1969 ~ 1980	5~10	クリソタイル、アモサイト
		タイカライト1号	1968 ~ 1986	4	クリソタイル、アモサイト
		タイカライト2号	1968 ~ 1986	2	クリソタイル、アモサイト
		タイカライトコラム	1978 ~ 1984	7	アモサイト
		ダンネットライト1号	1975 ~ 1986	単体3.9	クリソタイル、アモサイト
		ダンネットライト2号	1975 ~ 1986	単体2.1	クリソタイル、アモサイト
		フネンファンシーたかくら	1992 ~ 1997	基材11	クリソタイル
		ミュージライト	1980 ~ 1986	4	アモサイト
		リフボード	1966 ~ 1983	—	クリソタイル
		山王カラーRF波板	1967 ~ 1990	基材5以下	クリソタイル
	山王カラースレート	1967 ~ 1990	基材15	クリソタイル	
	石綿含有耐火被覆板	VMライト	1969 ~ 1974	15	クリソタイル、アモサイト
		コーベックスマット	1969 ~ 1978	70	クリソタイル、アモサイト
		サーモボード	1963 ~ 1973	25~30	クリソタイル、アモサイト
		トムボード	1969 ~ 1973	50	アモサイト
		プロベストボード	1968 ~ 1975	40	アモサイト
		リフライト	1966 ~ 1983	—	クリソタイル
	石綿含有耐火被覆塗材	蛭石プラスター	1973 ~ —	2	—

断熱材	煙突用石綿断熱材	カボスタック	1964 ~ 1977	70~80	アモサイト
		コンバインボード	1981 ~ 1991	10~30	アモサイト
		ニューカボスタック(断熱層部+ライナー部)	1977 ~ 1987	80~90	クリソタイル、アモサイト
		ハイスタック(角型)	1978 ~ 1990	4.3~8.4	クリソタイル、アモサイト
		ハイスタック(丸型)	1978 ~ 1984	7	アモサイト
屋根用折板石綿断熱材	フェルトン	平成20年度等に調査実施済み(今回の調査の対象外)			
	ブルーフェルト				

○その他石綿含有建材(成形板等)(レベル3) ※今回の調査の対象外

	建材名(一般名)	商品名
内装材	石綿含有スレートボード・フレキシブル板、石綿含有スレートボード・平板、石綿含有スレートボード・軟質板、石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、石綿含有スレートボード・その他、石綿含有スラグせっこう板、石綿含有バルブセメント板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有せっこうボード、石綿含有パーライト板、石綿含有その他パネル・ボード、石綿含有壁紙	国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」参照
耐火間仕切	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	
床材	石綿含有ビニル床タイル、石綿含有ビニル床シート、石綿含有ソフト巾木	
外装材	石綿含有窯業系サイディング、石綿含有建材複合金属系サイディング、石綿含有押出成形セメント板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有スレート波板・大波、石綿含有スレート波板・小波、石綿含有スレート波板・その他	
屋根材	石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿含有ルーフィング	
煙突材	石綿セメント円筒	
設備配管	石綿セメント管	
設備機器部品	石綿発泡体	

出典：国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>)  
東京都「民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引」

「日常利用場所」「その他の場所」の欄における1)～19)までの区分

○患者利用あり1)～12)

- 1) 病室
- 2) 手術室
- 3) 診察室
- 4) 処置室
- 5) 機能訓練室
- 6) 食堂
- 7) 談話室
- 8) 浴室
- 9) 廊下
- 10) 待合室
- 11) 駐車場
- 12) その他(具体的に記載)

○患者利用なし13)～19)

- 13) ボイラー室
- 14) エレベータ機械室(エレベータ昇降路を含む)
- 15) 機械室
- 16) 倉庫
- 17) 職員宿舎
- 18) 医療関係職種等養成所
- 19) その他(具体的に記載)

病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査表 (病院個表)

開設者種別	
病院名	
管理者名	
担当者氏名	
電話番号	

	設計図書等による確認 ①				分析調査の方法 ②										措置の状況 ③					
	設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されていない	設計図書等で確認の結果、アスベストが使用されている	設計図書等で確認ができず分析調査を実施	設計図書等で確認ができず分析調査が未実施	基発第188号又は 基安化発第0622001号					JIS A1481又はJIS A1481規格群					除去等の措置がとられていないもの					
					左以外の場合 (※トレモライト等を対象としたJIS法による分析調査が必要)			6種類を対象に 分析調査を実施		3種類を対象に分析調査を実施			除去等 の措置 済	ばく露 のおそれ がない もの	ばく露のおそれがあるもの					
					アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	分析調査が未実施	アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	アスベストが使用されていない	アスベストが使用されている	分析調査が未実施			日常利用する場所		その他の場所			
															措置 予定	未定	措置 予定	未定		
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	
保温材				依頼中 依頼予定				依頼中 依頼予定					依頼中 依頼予定							
耐火被覆材				依頼中 依頼予定				依頼中 依頼予定					依頼中 依頼予定							
煙突用断熱材				依頼中 依頼予定				依頼中 依頼予定					依頼中 依頼予定							
				アスベストの種類			使用場所			使用時期			製造メーカー		製品名					
①ウに該当する病院で分析調査の結果、アクチノライト、アンソフライト及びトレモライトのいずれかが含有していることが判明した場合は、分かる範囲で右欄にご記入下さい。																				

(記入要領)

保温材、耐火被覆材及び煙突用断熱材のそれぞれについて、下記の要領で記入してください。

【「設計図書等による確認 ①」の記載方法】

「設計図書等による確認 ①」のいずれか、該当するもの一つに「○」を付して下さい。(一つの施設で複数に該当する場合は、エ>ウ>イ>アの順で優先して記載して下さい。)

なお、エの欄については、依頼中又は依頼予定のどちらかに「○」を付して下さい。

- ・アに「○」→ 調査終了です。
- ・イに「○」→ 「措置の状況 ③」のいずれか一つに「○」を付して下さい。(一つの施設で複数に該当する場合には、以下の順で優先して記載して下さい。)  
(措置がとられていないもの>措置済、  
ばく露のおそれのあるもの>ばく露のおそれのないもの、  
日常利用する場所>その他の場所、  
未定>措置予定)
- ・ウに「○」→ 「分析調査の方法 ②」のいずれか一つに「○」を付して下さい。
- ・エに「どちらかに○」→ 調査終了です。

【「分析調査の方法 ②」及び「措置の状況 ③」の記載方法】

オ、キ、コ、サ又はスに「○」→ 「措置の状況 ③」のいずれか一つに「○」を付して下さい。(優先順は既に記載のとおり。)

カ、ケ、シに「○」→ 調査終了です。

ク、セに依頼中又は依頼予定のどちらかに「○」→ 調査終了です。

「措置の状況 ③」のソ、タに「○」→ 調査終了です。

「措置の状況 ③」のチ、ツ、テ、トに「○」→ (様式1-2)に必要事項を記入。



病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査表（総括表）

都道府県名	
所属院名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

開設者種別	全病院数	対象病院数	回答病院数	アスベスト含有保温材等がある場所を有しない病院	アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院	除去等の措置済	除去等の措置がとられていないもの						分析調査中	未回答病院数
							ばく露のおそれがないもの	ばく露のおそれがあるもの						
								日常利用する場所		その他の場所				
								措置予定	未定	措置予定	未定			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M		
法務省		0	0		0									
宮内庁		0	0		0									
防衛省		0	0		0									
独立行政法人		0	0		0									
都道府県		0	0		0									
市町村		0	0		0									
地方独立行政法人		0	0		0									
日赤		0	0		0									
済生会		0	0		0									
厚生連		0	0		0									
北社協		0	0		0									
国共連		0	0		0									
地共連		0	0		0									
私学事業団		0	0		0									
健保連		0	0		0									
国保連		0	0		0									
公益法人		0	0		0									
医療法人		0	0		0									
社福法人		0	0		0									
その他の法人		0	0		0									
生協組合		0	0		0									
会社		0	0		0									
個人		0	0		0									
厚生労働省		0	0		0									
		0	0		0									
		0	0		0									
		0	0		0									
		0	0		0									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記入要領）

【注意点】

- ・各病院から提出された「病院個票」を開設者種別に集計し、件数を記入すること。
- ・B、C、E欄は他の欄を入力すると自動で入力されるため、手入力しないこと。
- ・行の削除など様式の変更はしないこと。

【記載方法】

- ・D、F、G、H、I、J、K、L、M欄は、各病院個票の調査対象建材について以下の優先順位で比較し、最も優先順位の高い項目1つのみに「1」を計上し、それを集計して記入すること。
- （優先順位： M>L>I>H>K>J>G>F>D）
- ・「全病院数」は、使用実態調査の時点（平成29年7月1日時点）の病院数を記入すること。
- ・「対象病院数」は、平成29年7月1日時点の調査対象病院数であり、回答病院数、分析調査中の病院数及び未回答の病院数の合計と一致するものであること（C、L、Mを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「回答病院数」は、今回使用実態調査により回答のあった病院数であり、「D アスベスト含有保温材等がある場所を有しない病院」と「E アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院」の合計と一致するものであること（D、Eを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「F アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院」の数は、F～Kの合計と一致するものであること（F～Kを入力すると自動で入力されます。）。
- ・「L 分析調査中」の病院については、上段に「依頼中」の件数を、下段に「依頼予定」の件数を集計し、記入して下さい。





# 分 析 調 査 中 病 院 一 覧

(様式3)

都道府県名	
所属課名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

開設者種別	病 院 名	備 考
	計	病院

注) ・今回実態調査において、分析調査中の病院について、開設者別に記載して下さい。



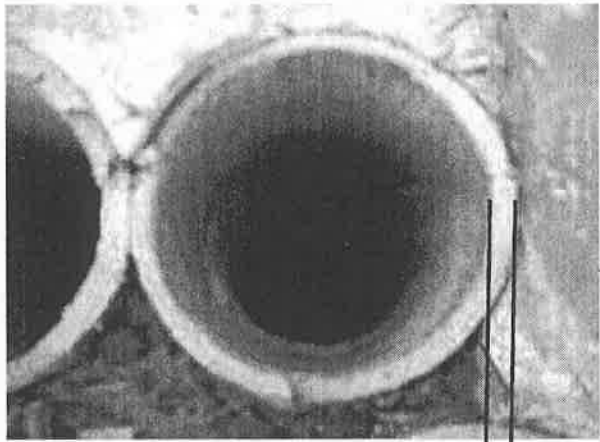
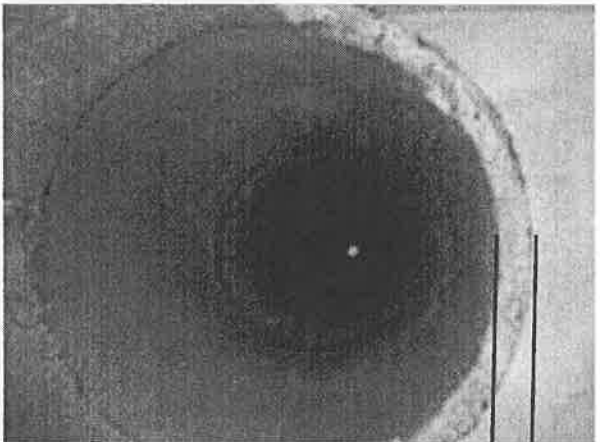
アスベスト含有煙突用断熱材の調査に関する留意事項について

**要確認事項**

各様式に記載された煙突が、調査対象の煙突かどうか、必ず御確認ください。

石綿セメント円筒等のみが使用されている場合は対象外です。どのような材料が使用されているか、改めて御確認ください。(特に内径の小さい煙突は御注意ください。)

○石綿セメント円筒と煙突用断熱材の違い (写真例)

石綿セメント円筒等【調査対象外】	煙突用断熱材【調査対象】
 <p data-bbox="475 1128 614 1160">管の厚み</p> <p data-bbox="129 1173 809 1254"><u>管の厚みが比較的薄く断熱層がなく管そのものに石綿が練り込まれているもの</u></p> <p data-bbox="145 1265 470 1299">〈主な使用部位と用途〉</p> <ul data-bbox="172 1310 809 1393" style="list-style-type: none"><li>・換気用円筒材、煙突、雑排水管などに使用されている。</li></ul> <p data-bbox="129 1451 809 1624">メモ：石綿が使用されていても石綿セメント円筒のように管として成形されたものは、飛散性が低いため、いわゆるレベル3の建材であり本調査の対象外である。</p>	 <p data-bbox="1145 1128 1332 1160">断熱層の厚み</p> <p data-bbox="836 1173 1505 1254"><u>断熱層があるため比較的厚みがある(一概には言えないが30mm程度か、それ以上の場合もある)</u></p> <p data-bbox="852 1265 1169 1299">〈主な使用部位と用途〉</p> <ul data-bbox="868 1310 1505 1440" style="list-style-type: none"><li>・煙突の断熱目的のために使用されている。(煙突用断熱材は、石綿セメント円筒等のように雑排水管には使用できない)</li></ul>

## 参 照 条 文

### ○医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

**第二十条** 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

**第二十四条** 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

2（略）

**第二十五条** 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2（略）

### ○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

**第二十二条** 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

### ○労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

**第六条** 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～二十二 (略)

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を試験研究のため製造する作業

(製造等が禁止される有害物等)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 黄りんマツチ
- 二 ベンジジン及びその塩
- 三 四—アミノジフェニル及びその塩
- 四 石綿
- 五 四—ニトロジフェニル及びその塩
- 六 ビス(クロロメチル)エーテル
- 七 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
- 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

## ○石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)(抄)

(定義)

第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。

(事前調査)

第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業(石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。)

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の

使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。  
ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

**第十条** 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。